

紀の川市貨物・旅客業等事業者燃料費高騰対策補助金

燃料費高騰の影響を受けている紀の川市内の貨物・旅客業等事業者に対する、事業継続を下支えするための補助金です。

補助額

対象の**事業用車両**などに対して、**1台あたり最大10万円**（1事業者あたり上限**50万円**）

主な要件※

※詳細は、要綱をご確認ください。
（本紙左下QRコード参照）

事業者

- ①紀の川市内に事業所を有すること
- ②令和3年度分までの市税の滞納がないこと
- ③市からの商工事業者向けメールを受信している、または受信の意思があること
- ④本紙裏面記載の対象事業を営んでおり、申請日以降も市内で事業を継続する意思があること

車両

- ①使用の本拠の位置が**紀の川市内**であること
- ②**事業用車両**として登録されている、または**自動車運転代行業に用いる車両**であること
⇒以下のナンバープレートの車両が対象となります。



★上記にかかわらず対象外となる車両があります。詳細は本紙裏面をご覧ください。

申請方法



市HP

令和5年3月20日(月)～令和5年4月28日(金) 必着

申請書や必要書類をご用意の上、以下の方法で申請してください。

- 郵送提出 〒649-6492 紀の川市西大井338番地 商工労働課 宛
- 窓口提出 紀の川市役所 本庁 4階 商工労働課(8:45～17:30、土日祝除く)

←申請書や必要書類は、市HPで公開しています。

(<https://www.city.kinokawa.lg.jp/shoukou/2023-0206-1040-45.html>)

1. 対象事業

一般貨物自動車運送事業/貨物軽自動車運送事業/一般乗合旅客自動車運送事業/
一般貸切旅客自動車運送事業/一般乗用旅客自動車運送事業/特定旅客自動車運送事業/自動車運転代行業

2. 補助額および必要書類

車両種別	例	1台あたりの補助額	上限額	必要書類(個別)	必要書類(共通)
一般貨物自動車運送事業用車両	トラック	10万円	1事業者 あたり 50万円	運送事業の許可書の写し	【共通の必要書類】 ・申請書(様式第1号) ・宣誓書(様式第8号) ・交付対象車両一覧(様式第9号) ・交付対象車両の車検証の写し ・直近の確定申告書の写し ・市内事業所の住所が明記されている公的書類(申告書・所在証明・営業許可書等) ・本人確認書類(個人事業主のみ) ・振込先の通帳の写し
貨物軽自動車運送事業用車両		1万円			
一般乗合旅客自動車運送事業用車両	バス	8万円		・運送事業の許可書の写し ・休車リストの写し(運輸局に休車の届け出を行っている場合)	
一般貸切旅客自動車運送事業用車両					
一般乗用旅客自動車運送事業用車両	タクシー	5万円			
特定旅客自動車運送事業用車両					
自動車運転代行業用車両	普通自動車 軽自動車	1万円		・公安委員会からの運転代行業の認定書の写し ・交付対象車両の写真(車両番号が確認できるもの。1台につき1枚。) ・受託自動車共済契約証書等の写し(交付対象車両が特定できるもの)	

【対象外車両】 ①被けん引車両(トレーラ等) ②紀の川市からの受託で運行している車両(ただし、デマンド型タクシーは交付対象です。)

3. 注意事項

本補助金の交付を受けた方は、今年実施予定の「原油価格・物価高騰対策補助金(第二弾)」※を申請する際、申請経費に燃料費を計上することはできません。

※原油価格・物価高騰対策補助金(第二弾)・・・1事業者あたり上限額10万円。詳細は広報4月号で周知予定です。